

第三期

山陽小野田市教育大綱 (案)

令和4年3月

山陽小野田市

はじめに

第二次山陽小野田市総合計画は、平成30年度（2018年）から令和11年度（2029年）までの12年間を計画期間とする、まちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。まちづくりの基本理念に「住みよい暮らしの創造」、目指す将来都市像に「活力と笑顔あふれるまち（スマイルシティ山陽小野田）」を掲げ、市民一人ひとりが希望をもっていきいきと暮らすことができ、ひとが輝き、活力に満ち、市民の笑顔が広がる輝く魅力あるまちとなるように、多方面にわたって施策を展開しています。

その一つとして教育分野では、将来を担う子どもの資質や能力の育成、いじめ・不登校対策の充実を図り、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもの健やかな成長を支援するとともに、大人も生涯にわたって学び、自己を高め、地域コミュニティ活動に積極的に関わり、学びの成果を社会に還元していくことができる環境を整えることを目標に取り組んでまいります。

第三期山陽小野田市教育大綱では、第一期教育大綱からの「教育基本法」に記されている教育の本質に重点を置いた内容を継承するとともに、本市の将来都市像の実現において欠かすことのできない「豊かな人間性」を大きな柱に据え、多様な担い手が主体的に行動し、協力してまちづくりに取り組む「協創によるまちづくり」の考え方を尊重して策定することとしました。

私たちを取り巻く社会は、絶えず変化しています。新型コロナウイルスの感染拡大がその流れを加速させ、社会全体に変容を迫る中、人生100年時代を見据え、誰もが「生きる力」を身につけ、心豊かに、主体的・創造的に生きていくことを目指す教育行政の役割は以前にも増して高まっています。そのような考え方の下、本市の教育の目標、施策の根本となる方針として本教育大綱を定め、教育の振興を図ってまいります。

令和4年3月

山陽小野田市長 藤田 剛二

教育大綱策定の趣旨と教育振興基本計画との関係

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成 27 年 4 月に施行されました。

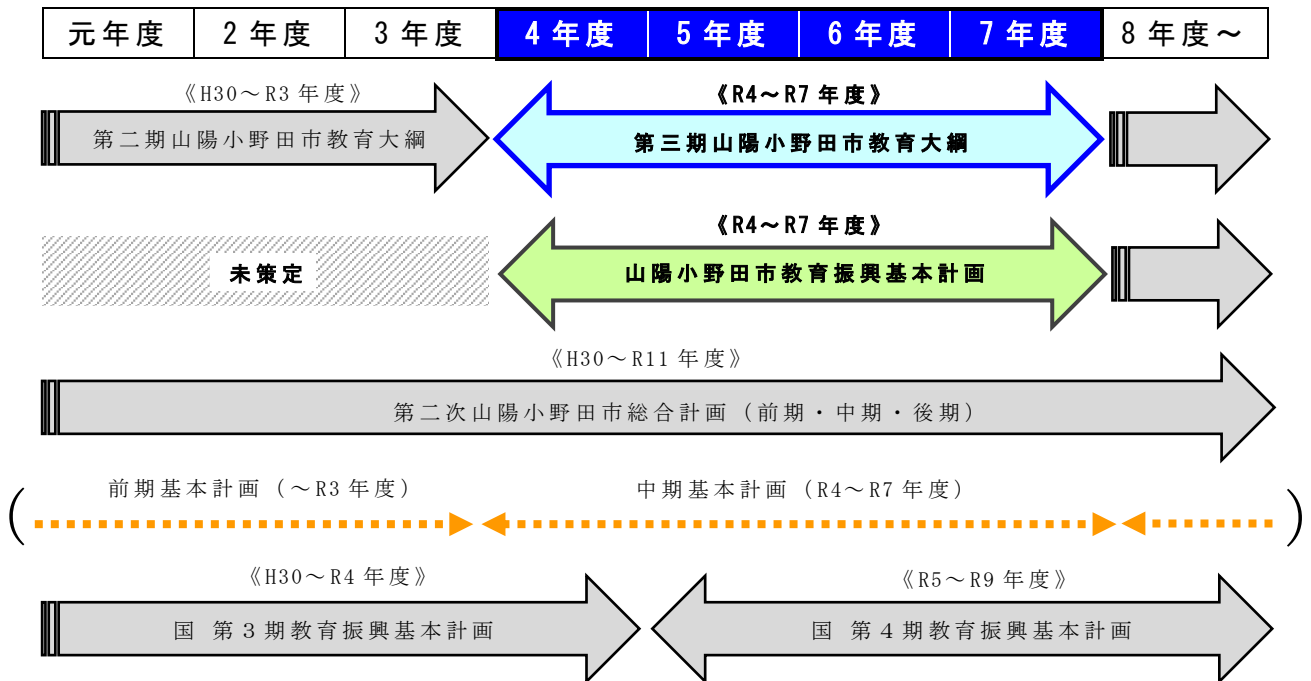
この改正は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを目的としています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との緊密な連携が必要となっています。これらを踏まえ、地方公共団体の長に教育大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされています。

また、教育大綱の策定にあたって、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する国の基本的な方針である「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じて策定することとされています。本市におきましても、令和 4 年度からを計画期間とする「山陽小野田市教育振興基本計画」（以下、「振興基本計画」という。）の策定を行い、第二期教育大綱において掲げていた「主な取組方針」は、「振興基本計画」において明記し、このたびの第三期の策定においては、本市教育行政の振興に関する理念や方向性を掲げることで整合を図ることとしました。

教育大綱の期間

第二期教育大綱の期間は、平成 30 年度から始まる第二次山陽小野田市総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間としました。第三期教育大綱につきましても、第二次山陽小野田市総合計画の中期基本計画の計画期間に合わせ、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間とします。

※他の計画との関係



第三期教育大綱の策定にあたり、次のように基本理念を定め、理念実現のために4つの基本目標を定めました。

基本理念

豊かな人間性を備えた 活力と笑顔あふれる市民の育成

【基本理念の考え方 ～教育基本法を中心に～】

第三期教育大綱における根本的な考え方を基本理念として示します。

教育における最高法規は「教育基本法」であり、あらゆる教育関係法規の源となっているため、本教育大綱の基本理念を、この法律を中心にまとめることとしました。

教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と教育の目的を定めています。この中の「人格の完成」については旧法（昭和22年制定）から用いられているものであり、文部省（現文部科学省）が「人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具^{そな}えるあらゆる能力をできる限り、しかも調和的に発展せしめることである。」と定義しています。これらのことから、本教育大綱では、人間として備えるべき能力を、この法律の前文でも謳われている「豊かな人間性」という文言に集約することとしました。

また、本市の第二次総合計画において「活力と笑顔あふれるまち」を将来都市像として掲げていることを踏まえ、目指すべき市民像を、内面では人格の完成に通じる「豊かな人間性」を備え、外面では「活力と笑顔あふれる」市民とし、その育成を図ることを本教育大綱の基本理念としました。

なお、第二次山陽小野田市総合計画中期基本計画（令和4年度～令和7年度）において、将来都市像の実現のために「協創によるまちづくり」を掲げました。市民、各種団体、学校や大学、企業、市議会、市が協力してアイデアを出しながらまちづくりの担い手の育成、シビックプライドの涵養など、教育行政には「協創によるまちづくり」の礎となるひとづくりの役割が期待されています。教育委員会と市長部局が“協創”により、取組をすすめてまいります。

《基本目標Ⅰ》

互いの人格を尊重し、

笑顔あふれる社会を築く精神を育てる

日本国憲法には、いわゆる自由権、平等権、社会権、参政権、受益権からなる基本的人権の尊重が基本原理の一つとして謳われています。この最も大切にされなければならない権利が、社会の情報化、複雑化が進む現代社会において侵害され、深刻な人権問題に発展する事案が発生しています。国が近年、障害者差別解消法(※1)、ヘイトスピーチ対策法(※2)、部落差別解消法(※3)等、人権に関わる法律を制定し、対策に乗り出したのも、そのような社会情勢の変化に対応するためです。

また、2021年に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の基本コンセプトには「多様性と調和」が取り入れられました。人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、「多様性」を認め合うことを目的としたものです。世界的にも、互いの人格を尊重し、笑顔あふれる社会を築くことが求められています。

本市でも、学校と地域社会において、人権尊重の意義と理念を正しく解し、実践的な人権感覚を身につけられるように、組織的・計画的に人権啓発、人権教育に取り組んできています。近年、人権課題が複雑・多様化する中、学校教育、社会教育、またこれらの連携を図って、一層の正しい知識の習得と望ましい行動選択ができる学習内容に充実させるための取組を進めてまいります。

《基本目標Ⅱ》

夢と自信を持ち、

自らの可能性に挑戦する力を育てる

これからの社会は、人工知能（AI）（※4）等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り込まれたSociety5.0（※5）時代へ移行するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」となっていくと見られます。激動の時代には、私たち一人ひとりが人間ならではの感性や創造性を発揮するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する力、多様な人々と協働する力、困難な状況に立ち向かう力などを身に付けながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。これはまさに、「東京2020パラリンピック競技大会」で提唱されたレジリエンス（※6）にも通じるものです。

こうした時代に求められている資質・能力を育むためには、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、「社会に開かれた教育課程」の実現を進めていく必要があります。また、子ども一人ひとりには、自分自身の状況に合わせ、自ら調整しながら粘り強く学習することに加え、興味・関心等に応じた課題に取り組む「個別最適な学び」や、探求的な学習や体験活動等を通じ子ども同士や多様な他者との「協働的な学び」が求められます。このような学びを支えていくためには、GIGAスクール構想（※7）を加速していくことが重要です。

「豊かな人間性を備えた活力と笑顔あふれる市民の育成」のために、子どもたちをめぐる様々な教育環境を整えるとともに、子どもたちに生涯にわたって学びを支える根幹となる「夢や自信を持ち自らの可能性に挑戦しようとする力」を育ててまいります。

《基本目標Ⅲ》

先人の意志を受け継ぎ、

まちの未来のために汗する人を育てる

本市は、古くから交通の要衝として栄え、明治以降、近代産業の隆盛により発展してきました。そこには、公共の精神を持って社会基盤を整備し民を困窮から救い、産業の振興に尽くした人、教育の重要性を訴え普及した人など、多くの人の知恵や技術が今日に生かされています。その歴史や精神は、学校教育や生涯学習などの諸活動を通じ、後世に引き継がれています。

先人については、その輝かしい功績に目が行きがちですが、社会や組織の中で、どのようにして壁を乗り越え、課題を解決していったのか、その内面を知ることが何より重要です。そこから先人の豊かな感性と知恵に学び、感謝し、住むまちを愛し、自らの意志に基づき、自らの力で、また他と力を合わせて、志高く主体的に社会と関わり行動することが、あらゆる世代に期待されていることであると考えます。

山陽小野田市を明るい未来へと導くために、先人の意志を受け継ぎ、まちの発展に汗を流す市民を一人でも多く育てるために、シビックプライド（※8）を涵養する取組を進めてまいります。

《基本目標Ⅳ》

学校・家庭・地域の連携・協働と

家庭教育の充実を図る

本市では、すべての小・中学校で導入しているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動（※9）を一体的に推進し、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支えています。地域と学校のつながりをさらに深め、緊密に連携・協働できる体制を構築し、それぞれの課題や成果を共有することで、子どもたちの豊かな学びの実現のみならず、人づくり・地域づくりにおいても、さらなる深化が期待されます。行政だけで対応することが困難になってきた社会の様々な課題を解決するもう一つの担い手として、「地域」に大きな期待が寄せられています。地域の教育力を高め、活動の基盤となる「住民同士のつながりづくり」や「自助・共助の精神の涵養」に向けた取組を進めてまいります。

また、家庭教育は、基本的な生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和の取れた発達に欠かすことのできない全ての教育の出発点として大変重要なものです。現在、多くの家庭がこれに力を入れていますが、家庭環境が多様化して子どもの成長を支える親子の絆が弱まり、子育てについて悩みや不安を抱える家庭が増えています。子どもの健全育成を家庭や学校だけの責務にせず、家庭教育支援体制の充実とその活用を図る等、行政と地域が連携・協働して家庭を支援する取組を進めてまいります。

山陽小野田市第2次総合計画と第3期教育大綱の関係性
(山陽小野田市第2次総合計画中期基本計画から)

中期基本計画の章立て	教育大綱の基本目標	【Ⅰ】 人権	【Ⅱ】 学校教育	【Ⅲ】 意志継承	【Ⅳ】 地域連携
第1章 子育て・福祉・医療・健康					
施策1 子育て支援の充実					
事業4 配慮が必要な子どもと家庭の支援 様々な支援を必要とする子どもや家庭に対して、適切に対処する体制整備、関係機関とのネットワーク形成について連携を深めて取り組みます。			○		○
施策6 健康づくりの推進					
事業1 地域ぐるみの健康づくりの充実 健康寿命の延伸を目指し、市民が心身ともに健康に暮らせるように推進する、市民参加による健康づくり活動について連携を深めて取り組みます。					○
第2章 市民生活・地域づくり・環境・防災					
施策11 地域づくりの推進					
事業1 持続可能な地域づくりの推進 つながりの希薄化により担い手不足が進行する中、多様な主体が参画し、地域課題解決に向けた取組を実践できる体制づくりについて連携を深めて取り組みます。					○
施策12 人権尊重のまちづくり					
事業1 人権教育・啓発の推進 差別や偏見のない一人一人の人権が尊重された心豊かな社会をつくるため、様々な場を通じて行われる人権教育、人権啓発の推進について連携を深めて取り組みます。		○			
第5章 教育・文化・スポーツ					
施策30 芸術文化によるまちづくりの推進					
事業2 芸術文化活動の推進 芸術文化に触れる機会の充実、「ガラス」「かるた」といったまちのにぎわいの創出、市のイメージ向上につながる芸術文化活動の推進について連携を深めて取り組みます。			○	○	
事業3 文化財の保護・活用 地域の伝統・文化の象徴である文化財の活用を図り、市民の郷土愛醸成につながるよう連携を深めて取り組みます。					
施策31 スポーツによるまちづくりの推進					
事業2 スポーツ活動の推進 魅力あるスポーツイベントを通じて、本市とつながりの深いトップアスリートと交流を行うことで地域の一体感の醸成、まちのにぎわいづくりが創出されるよう連携を深めて取り組みます。			○		

【用語の解説】

番号	ページ	用語	解説
※1	4	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月公布・平成28年4月施行)
※2	4	ヘイトスピーチ対策法	正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月公布・施行)。 ※ヘイトスピーチとは、特定の対象(人物や集団)に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。この法律では、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である人又はその子孫であって適法に居住する人に対する不当な差別的言動を対象としている。
※3	4	部落差別解消法	正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月公布・施行)
※4	5	人工知能(AI)	学習、記憶、推論、判断など、人間の知的機能をコンピューターに行わせるための技術、または人間の知的機能を行うことができるコンピュータープログラム。
※5	5	Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。(※出典：内閣府)
※6	5	レジリエンス	復元力、回復力、弾力などを意味する言葉。困難な状況や脅威を与える状況にあって、適応していく力、立ち上がる力といった心理学的な意味合いを持つ。
※7	5	GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる、ソフト面での対応を含めた教育ICT環境の実現。
※8	6	シビックプライド	市民が都市に対してもつ誇りや愛着。自分が都市を構成する一員で、その場所をより良くするために関わっているという意識を伴うものであり、ある種の当事者意識に基づく自負心。
※9	7	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。従来の地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指している。